

令和5年度
第2回志布志市総合教育会議

令和5年10月16日（月）
午後1時30分～午後3時30分予定
志布志庁舎4階 庁議室

< 会 次 第 >

1 開 会

2 市長あいさつ

3 報 告

- (1) 鹿児島県特別支援教育学校の分置計画について
- (2) 本市の児童生徒及び学校の状況について

4 協 議

- (1) 令和6年度組織機構再編計画について
- (2) 志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

5 その他

6 閉 会

令和5年度 第2回志布志市総合教育会議 出席者名簿





	職 名	氏 名	備 考
1	市 長	下 平 晴 行	
2	教育委員	松 原 治 美	
3	教育委員	島 津 陽 亮	
4	教育委員	津 町 千 代 子	
5	教育委員	益 田 裕 子	
6	教育長	福 田 裕 生	
7	副市長	溝 口 猛	事務局
8	総務課長	小 山 錠 二	
9	教育総務課長	岡 崎 康 治	
10	教育総務課長補佐	児 玉 雅 史	
11	教育総務課長補佐(学校給食センター次長)	田 之 口 俊 博	
12	学校教育課長	上 木 勝 憲	
13	学校教育課参事兼指導係長兼指導主事	久 木 崎 敢	
14	学校教育課参事兼指導主事	赤 塚 健 志	
15	学校教育課参事兼指導主事	森 菌 直 也	
16	学校教育課参事兼指導主事	前 畑 あ さ よ	
17	学校教育課長補佐兼学校教育係長	川 崎 喜 代 人	
18	生涯学習課長	江 川 一 正	
19	生涯学習課参事兼指導主事兼社会教育主事	山 端 真 規 子	
20	生涯学習課長補佐兼生涯学習係長	河 野 尚 仁	
21	生涯学習課文化財管理室長	小 村 美 義	
22	生涯学習課長補佐兼図書館管理係長	本 田 博 文	
23	総務課行政グループリーダー	下 出 克 也	
24	総務課行政グループサブリーダー(行政改革推進担当)	畑 山 浩 一 郎	
25	総務課行政グループサブリーダー(秘書人事担当)	吉 井 啓 剛	

報告(1) 鹿児島県特別支援教育学校の分置計画について

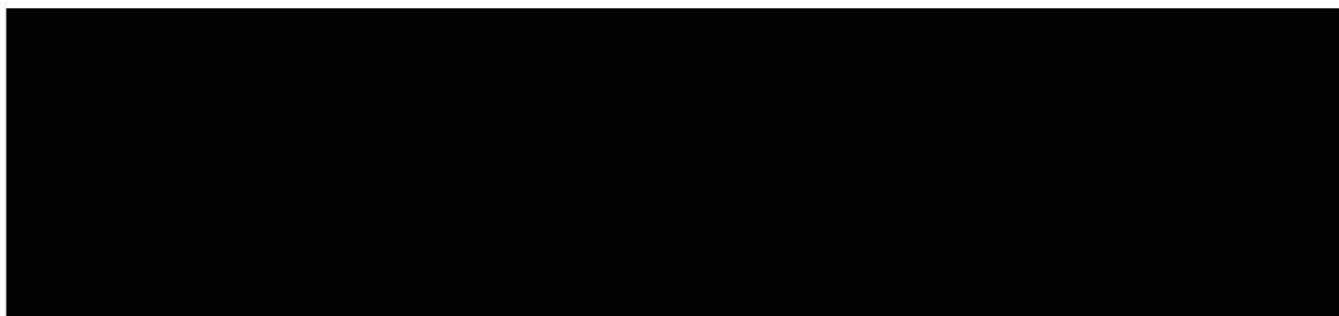
誘致に向けた志布志市の取組経緯（令和3年度～令和5年9月の主な取組）

年月	誘致に向けた取組
令和3年6月	○ 志布志市へ特別支援学校設置に向けての活動前アンケートを実施 【志布志市に特別支援学校をつくる会】
令和3年10月	○ 県立特別支援学校（分校）誘致に向けた取組について政策調整会議を実施 【市長部局・教育委員会】
令和3年11月	○ 志布志市へ特別支援学校設置についての陳情書を志布志市議会へ提出 【志布志市に特別支援学校をつくる会】 ○ 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書を市議会に提出 【にこにこはうす親の会】
令和3年11月	○ 県立特別支援学校（分校）誘致に向けた志布志市の現状等について県教育長を訪問し、説明 【副市長，教育長】
令和3年11月	○ 大隅地域振興局での協議の場において県立特別支援学校誘致に向けた志布志市の状況や取組等を近隣市町に説明 【市長部局・教育委員会：副市長】
令和3年12月	○ 鹿児島県知事及び県教育長へ志布志市内への特別支援学校設置を求める意見書を提出 【志布志市議会】
令和3年12月	○ 知事とのふれあい対話で志布志市へ県立特別支援学校設置について直接依頼 【志布志市に特別支援学校をつくる会】
令和4年2月	○ 県全体の特別支援学校の教育環境の改善に向けた見直し等についての要望書を県知事及び県議会へ提出
令和4年2月	○ 市内各学校へちらし配布 ○ ロータリークラブの方々へ活動の趣旨説明，協力依頼 【志布志市に特別支援学校をつくる会】
令和4年2月	○ 小・中学校の管理職研修会にて特別支援学校誘致について説明 【教育委員会】
令和4年3月	○ 「特別支援学校の誘致」について所信表明に明記 【市長部局】
令和4年4月	○ 鹿児島大学院教育学研究科の教授をアドバイザーとして招聘 【教育委員会】
令和4年4月	○ 県教育長を訪問し、年度始めの挨拶の中で県立特別支援学校（分校）誘致に向けた本市の動向や今後への期待感について説明 【教育長・学校教育課】
令和4年4月	○ 志布志市PTA連絡協議会理事会にて特別支援学校誘致について説明・協力依頼 【学校教育課】
令和4年4月	○ ロータリー・ライオンズクラブの方々へ活動の趣旨説明，協力依頼 【志布志市に特別支援学校をつくる会・学校教育課】
令和4年5月	○ 志布志市公民館連絡協議会にて特別支援学校誘致について説明・協力依頼 【学校教育課】
令和4年5月	○ 県立特別支援学校（分校）誘致に向けた取組について政策調整会議を実施 【市長部局・教育委員会】
令和4年6月	○ 志布志市に特別支援学校をつくる会代表が来庁し、本市課長会にて、署名活動への協力依頼 【志布志市に特別支援学校をつくる会，学校教育課】

令和4年6月	○ 特別支援学校誘致の署名活動に向けてのぼり旗作成（市予算で作成） 【学校教育課】
令和4年7月	○ 志布志市PTA連絡協議会にて特別支援学校誘致の署名活動への協力依頼 【学校教育課】
令和4年7月	○ 7月24日、8月6日に街頭署名活動を実施予定（新型コロナウイルス感染症拡大のため中止） 【志布志市に特別支援学校をつくる会】
令和4年9月	○ オータムフェスタ in 蓬の郷における街頭署名活動 【志布志市に特別支援学校をつくる会・学校教育課】
令和4年10月	○ 市報しぶし10月号において署名活動への協力依頼 【志布志市に特別支援学校をつくる会・学校教育課】
令和4年10月	○ 総合芸術祭（文化会館）における街頭署名活動 【志布志市に特別支援学校をつくる会・学校教育課・福祉課】
令和4年10月	○ 曾於市・大崎町教育委員会へ署名活動協力依頼 【学校教育課】
令和4年11月	○ 県教育庁特別支援教育室長を訪問し、県立特別支援学校誘致に向けた取組の経過報告 【教育長・学校教育課】
令和4年11月	○ 集まった <u>20,285</u> 人分の署名を特別支援学校をつくる会の方々が県教育長に提出 【志布志市に特別支援学校をつくる会・教育長・県議同行】
令和4年12月	○ 志布志市議会全員協議会にて、特別支援学校誘致についての説明 【教育長・学校教育課】
令和5年2月	○ 鹿児島県特別支援学校等の教育環境改善についての提言が出される。 【県教育委員会より】
令和5年3月	○ 特別支援学校の教育環境改善に係る訪問（県教育庁特別支援教育室長 来庁） 【教育長・学校教育課】
令和5年4月	○ 第1回鹿児島県特別支援学校等教育環境改善推進協議会整備計画作成部会 【学校教育課】
令和5年5月	○ 県教育庁特別支援教育課訪問（県特別支援教育課長来庁）【教育長・学校教育課】
令和5年5月	○ 県教育庁特別支援教育課市長訪問（県特別支援教育課長来庁） 【市長・総務課長・財務課長・総合政策課長・学校教育課】
令和5年6月	○ 志布志市議会全員協議会において説明 【教育長・学校教育課】
令和5年7月	○ 市臨時校長会において特別支援学校分置に関する説明 【教育長・学校教育課】
令和5年7月	○ 県特別支援教育課訪問（経緯説明・意見交換） 【教育長・学校教育課】
令和5年8月	○ 曾於地区特別支援学校分置推進協議会担当者会 【志布志市・曾於市・大崎町（学校教育課長・管理課長・指導主事）】
令和5年8月	○ 第1回曾於地区特別支援学校分置推進協議会（台風接近のため書面開催） 【志布志市・曾於市・大崎町推進委員】
令和5年8月	○ 第1回志布志市特別支援学校分置推進協議会 【教育長・学校教育課・推進委員】
令和5年9月	○ 第2回曾於地区特別支援学校分置推進協議会 【志布志市・曾於市・大崎町】

<p>令和5年9月</p> 	<p>○ 県教育庁特別支援教育課訪問【教育長・係長】</p> 
<p>令和5年9月</p> 	<p>○ 志布志市議会全員協議会説明【教育長・学校教育課】</p> 
<p>令和5年9月</p>	<p>○ 市定例教育委員会において特別支援学校分置に関する説明及び協議・承認【教育長】</p>
<p>令和5年10月</p>	<p>○ 第2市総合教育会議において特別支援学校分置に関する説明及び協議・承認【教育長・指導主事】</p>

特別支援学校分置について



1 学力とは

習得させ、はぐくみ、養うべきこと～未来を担う子供たちに～

○ 学校教育法〔目標〕

第三十条 (略)

2・・・(略) 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。



「確かな学力」は、「見える学力」（知識・技能）、「見えにくい学力」（思考力・判断力・表現力）のみに重点を置いてしまうと、単なる反復練習をすればよいということになってしまいます。しかし、グローバル化や情報化など社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する諸課題への対応が必要となってくるこれからの社会では、「見える学力」「見えにくい学力」はもちろん「見えない学力」のバランスのとれた人材が必要となってきます。したがって、それぞれがバランスよく、往復的動きを繰り返し、積み重ねることで「確かな学力」となります。

2 児童生徒及び学校の状況

(1) 令和4年度 鹿児島県いきいき活動表彰

伊崎田小	6年男子	相撲全国大会優勝 (年間三冠達成)
泰野小	6年男子	剣道全国大会準優勝
志布志中	3年男子	ゴルフ世界大会出場
宇都中	3年女子	柔道全国大会3位

(2) 令和4年度学校賞

志布志小	郡歯科医師会「歯と口の健康週間作品コンクール」学校賞
	県「体力アップ!チャレンジかごしま」学校賞 (2年連続)
有明小	地区教育活動実践記録 学校賞
山重小	地区教育活動実践記録 学校賞
伊崎田中	かわなべ青の俳句大会 学校賞
宇都中	全国キャリア教育優良学校 文部科学大臣賞

(3) 本市の少年団、部活動（令和5年度4月1日～9月1日現在）

志布志小	6年男子	全国道場剣道大会4回戦進出
香月小	1年女子	宮崎県空手道選手権組み手の部 優勝
	3年女子	宮崎県空手道選手権組み手の部 優勝
伊崎田小	3年男子	宮崎県空手道選手権大会形の部 3位
野神小	2年男子	空手道志布志糸東会九州大会組手の部 優勝
	5年男子	柔道少年団 全国大会出場
有明小	6年男子	第44回鹿児島県道場少年剣道大会 3位
	4年女子	日清食品カップ鹿児島県小学生陸上競技交流大会 小学4年女子100m 8位
松山中	女子団体	鹿児島県中学校総合体育大会 弓道競技 優勝
	女子団体	第20回全国中学生弓道大会 ベスト16
	男子団体	令和5年度鹿児島県中学校剣道大会 3位
	3年女子	第58回県下中学校春季弓道大会 3位
	吹奏楽部	第68回鹿児島県吹奏楽コンクール 銀賞
	吹奏楽部	第57回鹿児島県中学校音楽コンクール 銅賞
志布志中	3年男子	鹿児島県ジュニアゴルフ選手権大会 3位
有明中	団 体	鹿児島県種子島ロケット弓道通信大会 準優勝
	3年女子	鹿児島県種子島ロケット弓道通信大会 4位
	2年男子	鹿児島県種子島ロケット弓道通信大会 4位
	2年男子	第58回県下中学校春季弓道大会 3位
	団 体	鹿児島県中学校総合体育大会弓道競技 3位
	3年女子	鹿児島県中学校総合体育大会弓道競技 準優勝
	2年男子	鹿児島県中学校総合体育大会弓道競技 準優勝
伊崎田中	2年男子	第15回鹿児島県ジュニアゴルフ選手権大会 優勝
	1年男子	県総体ソフトボール大会 準優勝（オール肝付） 九州総体ソフトボール大会 4位（オール肝付）
伊崎田中	団 体	県総体相撲大会 3位
	3年男子	県総体相撲大会個人戦（軽量級）3位
	1年男子	県総体相撲大会個人戦（ベストの部）3位 九州総体相撲大会個人戦 ベスト16 全国相撲大会個人戦出場

(4) 入賞、成果等（令和5年度4月1日～9月1日現在）

香月小	2年女子	鹿児島県図画作品展 入選
野神小	6年児童	大隅曾於地区消防組合より感謝状
有明小	1年女子	地域が育む「かごしまの教育」県民週間標語 入選

(5) 新聞掲載等

南日本新聞掲載数 100件（小学校91件、中学校9件）

※ 投稿した詩、作文、絵等 75件

市報掲載数 19件（小学校18件、中学校1件）

MBCラジオ	1件
BTV取材	2件
MBC取材	1件
JA広報誌	2件
志布志市農業委員会だより	1件
市議会だより	1件
志布志市社会福祉協議会広報誌	1件

3 令和5年度全国学力・学習状況調査結果

<小学校>

	本市	県	県差	比較(R4)	国	国差	比較(R4)
国語	62.0	67.0	-5.0	-2.0	67.4	-5.4	-2.6
算数	58.0	61.0	-3.0	±0	62.7	-4.7	-1.4

<中学校>

	本市	県	県差	比較(R4)	国	国差	比較(R4)
国語	65.0	70.0	-5.0	+2.0	70.1	-5.1	+2.2
数学	46.0	48.0	-2.0	+5.0	51.4	-5.4	+6.6
英語	36.0	42.0	-6.0		46.1	-10.1	

※ 英語は昨年度実施なし

4 令和5年度全国学力・学習状況調査結果（質問紙）

(1) 「自分にはよいところがありますか。」

<小学校> 全国83.5、志布志市79.6

<中学校> 全国80.0、志布志市81.7

(2) 「先生は、あなたのよいところを認めてくれますか。」

<小学校> 全国89.8、志布志市88.0

<中学校> 全国87.3、志布志市85.5

(3) 「学校に行くのは楽しいと思いますか。」

<小学校> 全国85.5、志布志市86.5

<中学校> 全国81.8、志布志市87.1

(4) 「将来の夢や目標を持っていますか」

(平成29年 キャリア教育推進文部科学大臣表彰：市教委として)

<小学校>

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
本市	89.5%	未実施	85.0%	83.4%	89.2%
国	83.8%		80.3%	79.8%	81.5%
国差	+5.7		+4.7	+3.6	+7.7

<中学校>

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
本市	75.0%	未実施	67.0%	72.1%	76.0%
国	70.5%		68.6%	67.3%	66.3%
国差	+4.5		-1.6	+4.8	+9.7

(5) 「家で、自分で計画を立てて勉強していますか」

<小学校> 全国70.7、志布志市**75.7**

<中学校> 全国55.0、志布志市**63.1**



(6) 「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか。」

<小学校> 全国30.5、志布志市**23.9**

<中学校> 全国30.4、志布志市**25.7**

5 令和4年度全国体力・運動能力調査結果

<小学校>

	【体力合計点】			【A・Bの割合（5段階評価）】		
	R 3	R 4	比較	R 3	R 4	比較
男子	49.2	50.2	+1.0	22.9	25.6	+2.7
女子	50.0	51.3	+1.3	40.9	43.9	+2.8

<中学校>

	【体力合計点】			【A・Bの割合（5段階評価）】		
	R 3	R 4	比較	R 3	R 4	比較
男子	48.5	47.4	-1.1	26.6	16.7	-9.9
女子	46.6	48.8	+2.2	43.3	47.6	+4.3

6 いじめ問題と不登校児童生徒の現状

(1) 令和4年度いじめの認知件数

令和4年度「いじめの認知」の総数（志布志市）（ ）は令和3年度比
小学校 242件（-150） 中学校 64件（+2） 合計 306件（-148）

(2) 令和元年度から令和4年度までのいじめの認知件数

対象	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	689	531	392	242
中学校	70	22	62	64

(3) 本市における不登校児童生徒の数の推移（【】内は新規数、下段は新規出現率）

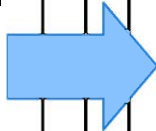
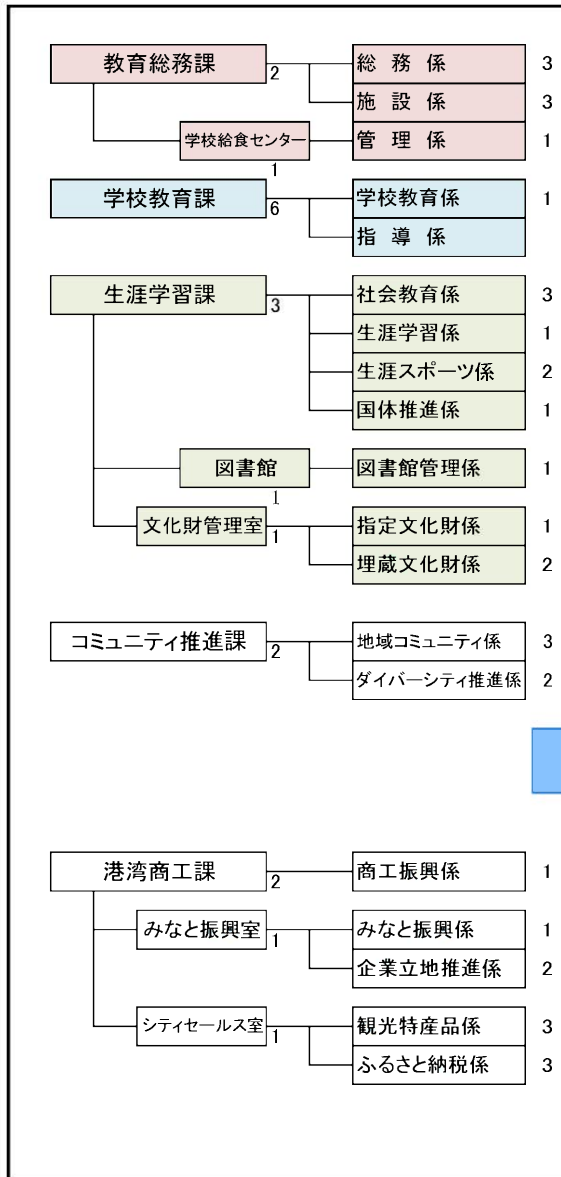
対象	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	6【3】	13【3】	11【7】	27【24】
	0.34%	0.72%	0.63%	1.55%
中学校	32【15】	27【8】	40【21】	52【27】
	4.04%	3.38%	4.79%	6.24%

協議(1) 令和6年度組織機構再編計画について

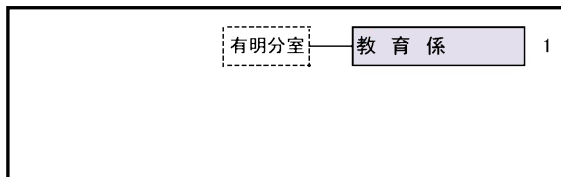
令和5年4月1日

令和6年4月1日

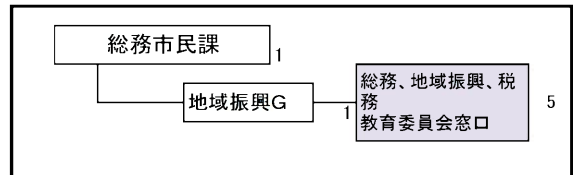
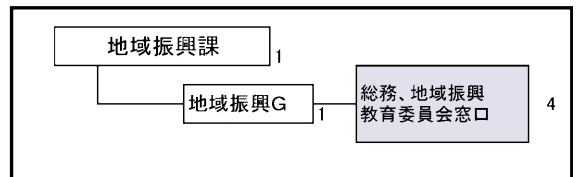
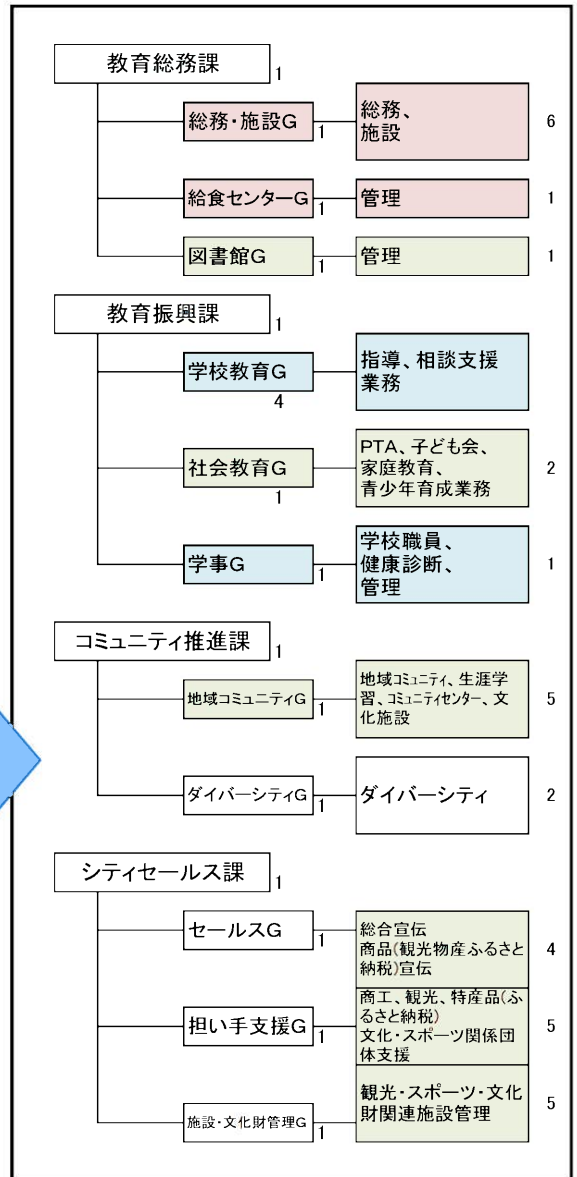
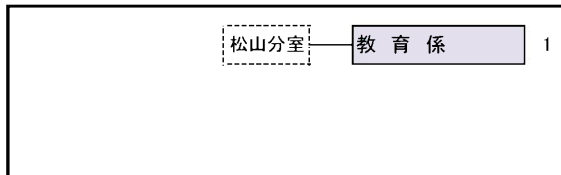
志布志庁舎



有明庁舎



松山庁舎



○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（職務権限の特例）

第23条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

（学校等の管理）

第33条 （略）

3 第23条第1項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しななければならない。

組織機構再編に伴う関係条例一覧(教育事務特例関係)

No.	条例名	変更内容
1	教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	新規
2	志布志市職員定数条例	人数変更
3	志布志市公民館条例	教育委員会⇒市長
4	志布志市京ノ峯遺跡公園条例	教育委員会⇒市長
5	志布志市やっちく松山藩出城公園条例	教育委員会⇒市長
6	志布志市有明鉄道記念公園条例	教育委員会⇒市長
7	志布志市歴史民俗資料館条例	教育委員会⇒市長
8	志布志市文化財保護条例	教育委員会⇒市長
9	志布志市スポーツ推進審議会条例	教育委員会⇒市長
10	志布志市埋蔵文化財センター条例	教育委員会⇒市長

志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例について必要な事項を定めるものとする。

（職務権限の特例）

第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。

- (1) 志布志市公民館、志布志市歴史民俗資料館及び志布志市埋蔵文化財センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する志布志市教育委員会が行った処分、手続その他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に志布志市教育委員会に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。

志布志市教育に関する事務の職務権限の特例の適用のための関係
条例の整備に関する条例の制定について

(志布志市職員定数条例の一部改正)

第1条 志布志市職員定数条例（平成18年志布志市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「315人」を「327人」に改め、同条第6号中「46人」を「34人」に改める。

(志布志市公民館条例の一部改正)

第2条 志布志市公民館条例（平成18年志布志市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第3条中「志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同項第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条及び第14条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(志布志市京ノ峯遺跡公園条例の一部改正)

第3条 志布志市京ノ峯遺跡公園条例（平成18年志布志市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第4条中「志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、「若しくは」を「又は」に改める。

第8条及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(志布志市やっちく松山藩出城公園条例の一部改正)

第4条 志布志市やっちく松山藩出城公園条例（平成18年志布志市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第4条中「志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、「若しくは」を「又は」に改める。

第8条及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(志布志市有明鉄道記念公園条例の一部改正)

第5条 志布志市有明鉄道記念公園条例（平成18年志布志市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第3条中「志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(志布志市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第6条 志布志市歴史民俗資料館条例（平成18年志布志市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第3条中「志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同項第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(志布志市文化財保護条例の一部改正)

第7条 志布志市文化財保護条例（平成18年志布志市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第3条中「志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第10条から第12条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第2項中「教育委員会」を「市長」に、同条第3項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第14条から第20条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第24条中「教育委員会生涯学習課」を「シティセールス課」に改める。

第25条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第26条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(志布志市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第8条 志布志市スポーツ推進審議会条例（平成23年志布志市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会生涯学習課」を「シティセールス課」に改める。

（志布志市埋蔵文化財センター条例の一部改正）

第9条 志布志市埋蔵文化財センター条例（平成25年志布志市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同項第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する志布志市教育委員会が行った処分、手続その他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に志布志市教育委員会に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。

教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備に関する条例

第1条関係

志布志市職員定数条例（平成18年志布志市条例第24号）新旧対照表

新	旧
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 略	第2条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 市長の事務部局の職員（地方公営企業の職員を除く。） 327人	(2) 市長の事務部局の職員（地方公営企業の職員を除く。） 315人
(3) 略	(3) 略
(4) 略	(4) 略
(5) 略	(5) 略
(6) 教育委員会の事務局の職員 34人	(6) 教育委員会の事務局の職員 46人
(7) 略	(7) 略
(8) 略	(8) 略

第2条関係

志布志市公民館条例（平成18年志布志市条例第162号）新旧対照表

改正後（案）	旧
(開館時間)	(開館時間)
第3条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後10時まで（川西地区公民館の加工調理室及び洗濯乾燥室の使用時間は、午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。	第3条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後10時まで（川西地区公民館の加工調理室及び洗濯乾燥室の使用時間は、午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、 <u>志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u> は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。
(休館日)	(休館日)
第4条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。	第4条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、 <u>教育委員会</u> は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
2 略	2 略

(使用の許可)

第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、使用の許可をする場合においては、条件を付することができる。

3 市長は、公民館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 公民館の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公民館の管理上適当でないとき。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその許可の条件を変更し、若しくはその許可に係る使用の停止を命ずることができる。

- (1) 略
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公民館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 略

(原状回復義務)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは許可に係る使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(志布志市公民館運営審議会)

第14条 略

2 略

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動

(使用の許可)

第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、使用の許可をする場合においては、条件を付することができる。

3 教育委員会は、公民館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 公民館の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が公民館の管理上適当でないとき。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその許可の条件を変更し、若しくはその許可に係る使用の停止を命ずることができる。

- (1) 略
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が公民館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 略

(原状回復義務)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは許可に係る使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(志布志市公民館運営審議会)

第14条 略

2 略

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動

を行う者並びに学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

4 略

5 略

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 略

5 略

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第3条関係

志布志市京ノ峯遺跡公園条例（平成18年志布志市条例第166号）新旧対照表

改正後（案）	旧
(遺跡公園の管理) 第4条 遺跡公園は、 <u>市長</u> が管理する。 (使用の禁止又は制限) 第6条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、遺跡公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、遺跡公園の使用を禁止し、又は制限することができる。 (1)～(2) 略 (処分) 第7条 <u>市長</u> は、使用者がこの条例に基づく諸規程に違反したときは、使用の中止、原状回復、 <u>又は</u> 遺跡公園からの退去を命ずることができる。 (損害賠償) 第8条 <u>市長</u> は、遺跡公園に損害を与えた者に対して、それによって生じた損害を賠償させることができる。 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、施設の管理運営について必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	(遺跡公園の管理) 第4条 遺跡公園は、 <u>志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u> が管理する。 (使用の禁止又は制限) 第6条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、遺跡公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、遺跡公園の使用を禁止し、又は制限することができる。 (1)～(2) 略 (処分) 第7条 <u>教育委員会</u> は、使用者がこの条例に基づく諸規程に違反したときは、使用の中止、原状回復、 <u>若しくは</u> 遺跡公園からの退去を命ずることができる。 (損害賠償) 第8条 <u>教育委員会</u> は、遺跡公園に損害を与えた者に対して、それによって生じた損害を賠償させることができる。 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、施設の管理運営について必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。

第4条関係

志布志市やっちく松山藩出城公園条例（平成18年志布志市条例第168号）新旧対照表

改正後（案）	旧
<p>（出城公園の管理）</p> <p>第4条 出城公園は、<u>市長</u>が管理する。</p> <p>（使用の禁止又は制限）</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には出城公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、出城公園の使用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(1) 出城公園の施設損壊その他の理由によりその使用が危険であると認める場合</p> <p>(2) その他出城公園の管理上<u>市長</u>が必要と認める場合</p> <p>（処分）</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規程に違反したときは、使用の中止、原状回復<u>又は</u>出城公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、出城公園の施設に損害を与えた者に対して、それによって生じた損害を賠償させることができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、出城公園の施設の管理運営について必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>（出城公園の管理）</p> <p>第4条 出城公園は、<u>志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が管理する。</p> <p>（使用の禁止又は制限）</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には出城公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、出城公園の使用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(1) 出城公園の施設損壊その他の理由によりその使用が危険であると認める場合</p> <p>(2) その他出城公園の管理上<u>教育委員会</u>が必要と認める場合</p> <p>（処分）</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規程に違反したときは、使用の中止、原状回復<u>若しくは</u>出城公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、出城公園の施設に損害を与えた者に対して、それによって生じた損害を賠償させることができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、出城公園の施設の管理運営について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

第5条関係

志布志市有明鉄道記念公園条例（平成18年志布志市条例第172号）新旧対照表

改正後（案）	旧
<p>（管理）</p> <p>第3条 鉄道記念公園は、<u>市長</u>が管理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、鉄道記念公園の管理について必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>（管理）</p> <p>第3条 鉄道記念公園は、<u>志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が管理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、鉄道記念公園の管理について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

第6条関係

志布志市歴史民俗資料館条例（平成18年志布志市条例第180号）新旧対照表

改正後（案）	旧
<p>（開館時間）</p> <p>第3条 歴史民俗資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（観覧の制限）</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 歴史民俗資料館が展示する歴史民俗資料を観覧する者（以下「観覧者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>の規定に違</p>	<p>（開館時間）</p> <p>第3条 歴史民俗資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（観覧の制限）</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 歴史民俗資料館が展示する歴史民俗資料を観覧する者（以下「観覧者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>の規定に違</p>

反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が歴史民俗資料館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 略

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、歴史民俗資料館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が歴史民俗資料館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 略

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、歴史民俗資料館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7条関係

志布志市文化財保護条例（平成18年志布志市条例第181号）新旧対照表

改正後（案）	旧
<p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(文化財の指定等)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する文化財のうち市にとって重要なものを、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める志布志市指定文化財（以下「市指定文化財」と総称する。）に指定することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の規定により無形文化財を指定無形文化財として指定しようとするときは、保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。</p>	<p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(文化財の指定等)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する文化財のうち市にとって重要なものを、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める志布志市指定文化財（以下「市指定文化財」と総称する。）に指定することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定により無形文化財を指定無形文化財として指定しようとするときは、保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。</p>

4 市長 は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ第19条に定める志布志市地方文化財保護審議会に諮問しなければならない。

5～6 略

7 市長 は、第1項の規定による指定及び第3項の規定による認定をしたときは、当該指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の所有者に指定書を、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

8 市長 は、無形文化財を指定無形文化財として指定した後においても、指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

9 略

(文化財の指定の解除等)

第5条 市指定文化財が市指定文化財としての価値を失った場合その他特別な理由があるときは、市長 は、当該市指定文化財の指定を解除することができる。

2 指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別な理由があるときは、市長 は、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 略

4 指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)は当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、指定無形文化財の保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは当該指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合においては、市長 は、その旨を告示しなければならない。

5 略

6 前項の規定において準用する前条第5項の規定による通知を受けた者は、速やかに当該市指定文化財の指定書又は認定書を市長 に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

4 教育委員会 は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ第19条に定める志布志市地方文化財保護審議会に諮問しなければならない。

5～6 略

7 教育委員会 は、第1項の規定による指定及び第3項の規定による認定をしたときは、当該指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の所有者に指定書を、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

8 教育委員会 は、無形文化財を指定無形文化財として指定した後においても、指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

9 略

(文化財の指定の解除等)

第5条 市指定文化財が市指定文化財としての価値を失った場合その他特別な理由があるときは、教育委員会 は、当該市指定文化財の指定を解除することができる。

2 指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別な理由があるときは、教育委員会 は、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 略

4 指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)は当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、指定無形文化財の保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは当該指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合においては、教育委員会 は、その旨を告示しなければならない。

5 略

6 前項の規定において準用する前条第5項の規定による通知を受けた者は、速やかに当該市指定文化財の指定書又は認定書を教育委員会 に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 指定有形文化財等の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び市長の指示に従い、当該指定有形文化財等を管理しなければならない。

2 略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該指定有形文化財等の所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

4 略

(所有者等の変更)

第7条 指定有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 指定有形文化財等の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。指定無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

(滅失、毀損等の届出)

第8条 指定有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、指定有形文化財等の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(現状変更等の制限)

第10条 指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の

第6条 指定有形文化財等の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、当該指定有形文化財等を管理しなければならない。

2 略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該指定有形文化財等の所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

4 略

(所有者等の変更)

第7条 指定有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定有形文化財等の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。指定無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

(滅失、毀損等の届出)

第8条 指定有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、指定有形文化財等の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(現状変更等の制限)

第10条 指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会

許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 市長 は、前項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長 は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 略

第11条 指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその旨を市長 に届け出なければならない。

(修理の届出等)

第12条 指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物を修理しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめその旨を市長 に届け出なければならない。ただし、市長 が定める場合は、この限りでない。

2 指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、市長 は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(補助金の交付等)

第13条 略

2 市長 は、前項の補助金を交付する場合は、その補助の条件として保存、管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該保存、管理又は修理について指揮監督することができる。

3 略

(1) 保存、管理又は修理に関し、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)~(3) 略

(公開)

第14条 市長 は、指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の所有者に

の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会 は、前項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会 は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 略

第11条 指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会 に届け出なければならない。

(修理の届出等)

第12条 指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物を修理しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめその旨を教育委員会 に届け出なければならない。ただし、教育委員会 が定める場合は、この限りでない。

2 指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、教育委員会 は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(補助金の交付等)

第13条 略

2 教育委員会 は、前項の補助金を交付する場合は、その補助の条件として保存、管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該保存、管理又は修理について指揮監督することができる。

3 略

(1) 保存、管理又は修理に関し、この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2)~(3) 略

(公開)

第14条 教育委員会 は、指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の所有者に

対し、期間を限って、市長の行う公開の用に供するため、当該指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の出品を勧告することができる。

2 前項の規定により指定有形文化財又は指定有形民俗文化財が出品されたときは、市長は、管理の責任者を定めなければならない。

3 市長は、指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該指定無形文化財の公開を、指定無形文化財又は指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し当該記録の公開を勧告することができる。

4 略

(所有者変更による権利義務の承継)

第15条 指定有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定有形文化財等に関し、この条例に基づいてする市長の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 略

(土地の所在等の異動の届出)

第16条 指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該土地の所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(標識等の設置)

第17条 市長は、市指定文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置することができる。

(報告及び調査)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求め、又は所有者の同意を得てこれを調査することができる。

(志布志市地方文化財保護審議会)

第19条 略

2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

(組織)

第20条 略

対し、期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の出品を勧告することができる。

2 前項の規定により指定有形文化財又は指定有形民俗文化財が出品されたときは、教育委員会は、管理の責任者を定めなければならない。

3 教育委員会は、指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該指定無形文化財の公開を、指定無形文化財又は指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し当該記録の公開を勧告することができる。

4 略

(所有者変更による権利義務の承継)

第15条 指定有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定有形文化財等に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 略

(土地の所在等の異動の届出)

第16条 指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該土地の所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(標識等の設置)

第17条 教育委員会は、市指定文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置することができる。

(報告及び調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求め、又は所有者の同意を得てこれを調査することができる。

(志布志市地方文化財保護審議会)

第19条 略

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第20条 略

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)～(2) 略

(3) その他市長が適当と認める者
(庶務)

第24条 審議会の庶務は、シティセールス課において処理する。
(審査請求)

第25条 この条例に基づく市長の処分に対して不服のある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより市長に対し審査請求をすることができる。
(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)～(2) 略

(3) その他教育委員会が適当と認める者
(庶務)

第24条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。
(審査請求)

第25条 この条例に基づく教育委員会の処分に対して不服のある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより教育委員会に対し審査請求をすることができる。
(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第8条関係

志布志市スポーツ推進審議会条例（平成23年志布志市条例第32号）新旧対照表

改正後（案）	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>市長</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。 (組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから<u>市長</u>が委嘱する。 (庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>シティセールス課</u>において処理する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。 (組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。 (庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>教育委員会生涯学習課</u>において処理する。</p>

第9条関係

志布志市埋蔵文化財センター条例（平成25年志布志市条例第12号）新旧対照表

改正後（案）	旧
<p>（開館時間）</p> <p>第3条 埋蔵文化財センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 埋蔵文化財センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>（観覧の制限）</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 埋蔵文化財センターが展示する埋蔵文化財を観覧する者（以下「観覧者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が埋蔵文化財センターの管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 略</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>（開館時間）</p> <p>第3条 埋蔵文化財センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 埋蔵文化財センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>（観覧の制限）</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 埋蔵文化財センターが展示する埋蔵文化財を観覧する者（以下「観覧者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が埋蔵文化財センターの管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 略</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.